

## 「電波測定」だと言ってケーブルテレビの有料チャンネル等の契約をさせる「点検商法」にご注意ください！

「テレビの電波測定調査のお知らせ」の紙が郵便受けに入っていたので架電したところ、「マンションの理事会で承諾されている。全戸で必ず点検がいる。」と言われ、必要な点検だと思い自宅に来てもらった。

点検の後に、「衛星放送が見れて4Kにも対応している。このマンションでは割引があり、電気とガスも一緒に乗り換えれば半年後に3千円戻ってくる。」と有料チャンネルとインターネット、電話、電気、ガスの乗り換えを強く勧誘されたので契約してしまった。

しかし、インターネットや電話の乗り換えには現契約の解約料が必要なことがわかり、乗り換えた契約をやめたいと申し出たところ高額な解約料が必要だと言われた。

【60歳代・女性】

### 電波測定に来ました！



この案件では、消費者センターが契約の取消しを主張するよう助言し、解約料は請求しないことで解決しました。

「電波測定」や「入居時の開通確認」と言って住宅内に入り込まれた後、有料チャンネルやインターネット、電話、電気、ガスなどの契約を勧誘され、契約してしまったという「点検商法」の相談が多く寄せられています。

「電波測定のお知らせ」が管理組合や管理会社と連名である場合も多く、居住者は任意である点検についてもマンションの管理上必要な点検だと誤認し、また、有料チャンネル等も必要な契約だと誤解することもあり、さらに問題があります。

訪問時の開口一番に勧誘が目的であることを告げずに勧誘することは「大阪市消費者保護条例」が禁止する不当な取引行為に該当します。

大阪市では、開口一番に勧誘目的を告げること、電波測定と有料契約の勧誘を同一の機会に行わないことを強く指導しています。

困ったときは、ひとりで悩まず、すぐに消費者センターにご相談ください。

## ◆大阪市消費者センターからのお知らせ

### ●消費生活相談専用電話

06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188 (イヤヤ!）」でも繋がります



消費生活  
相談窓口

大阪市内にお住まいの方に限ります。  
毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



地域講座  
のご案内

### ●地域講座のご案内

06-6614-7522

無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。

